

食安輸発0216第5号

平成23年2月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

(韓国産パプリカのエトプロホスの対象からの除外)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年1月28日付け食安輸発0128第1号）にて通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたことから、同通知の別表1の韓国産パプリカのエトプロホスの項を削り、通常の監視体制とすることとしたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

また、本改正に伴い、平成22年3月30日付け事務連絡の別添1の2の（9）の括弧内の「エトプロホス、クロルピリホス」を「クロルピリホス」とするので御了知願います。